

令和 4 年 5 月 27 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

区再編推進事業本部
企画調整部企画課
総務部人事課
市民部市民協働・地域政策課

行政区再編協議について

◆配付資料◆

- ・令和 5 年 2 月までの協議スケジュールについて（案）

令和5年2月までの協議スケジュールについて（案）

網掛け：協議期間の想定

区分	協議事項	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			R5年 1月			R5年 2月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
特別委員会	①協議会のあり方 ※1																											
	条例・規則で決定すべき事項の確認 別紙1																											
	運用事項の確認																											
	②区名の募集、決定方法																											
	③行政区画等審議会資料																											
④区協議会資料																												
附属機関	行政区画等審議会 別紙2																											
	(1) 区域						答申																					
	(2) 区の名称				諮問											答申												
※2	区協議会 (再編後の組織)																			諮問								
	区設置等条例議決																											

※1 自治会連合会や区協議会等の関係者との調整を適宜実施
 ※2 附属機関における協議状況について、必要に応じ特別委員会へ報告

区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項について

区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項一覧

条例・規則等	規定事項	内容	備考
条例	設置	設置の法的根拠	条例 4 条
	名称及び委員定数	-	〃 5 条
	選任	区域内に居住するもの（※選任方法は規則）	〃 6 条
	任期	年数、再任	〃 7 条
	会長及び副会長	人数、任期、選任方法、解任	〃 8・9 条
	責務	協議会（区内住民の多様な意見調整の場、市民協働活動の要）、市及び市長（協議会運営上の予算措置、意見に対する適切な措置、協議会に対する情報提供）（※詳細はマニュアル等）	〃 10・12 条
	権限	諮問事項、協議事項	〃 11 条
	会議の運営	基本的事項（招集請求、開催要件、決議要件など） （※その他運営に関する必要な事項は規則）	〃 13 条
	委員会	事務の一部を審議するための委員会設置	〃 14 条
	庶務	事務局（区役所など）	〃 15 条
規則	選任方法	推薦（団体推薦・直接指名・公募）、補欠	規則 2 条
	推薦会	人数、所掌事務など（※詳細はマニュアル等）	〃 3 条
	会議の運営	公開・非公開、会議録の調製・署名 （※詳細はマニュアル等）	〃 5 条

※備考欄は、現行の条例、規則に規定のある条項を示したもの。

※条例は議決案件、規則は専決規程による決裁

浜松市行政区画等審議会

◆設置の目的

市は、行政区画等に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市行政区画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

◆審議会の事務

審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- ・行政区画の変更等に関する事項
- ・町又は字の区域の変更等に関する事項
- ・住居表示の実施等に関する事項
- ・その他、行政区画等に関する重要な事項

◆審議会の委員

- ・審議会は、委員10人以内で組織する。

委嘱区分	氏名	備考
知識経験	○ 伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会
	澤井 勇一	日本郵便株式会社 浜松西郵便局
	◎ 鈴木 純哉	静岡県建築士会西部ブロック
	鈴木 美佐男	浜松市自治会連合会
	竹内 直美	とぴあ浜松農業協同組合女性部
	藤井 康幸	静岡文化芸術大学
	松下 ひとみ	浜松商工会議所女性会
関係機関	佐々木 美文	静岡地方法務局 浜松支局

任期：令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

◎会長 ○副会長